

中川事務所新聞

第 1 2 1 号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【派遣制度の見直し】

労働者派遣制度が大きく変わります。

- ・派遣会社と労働者の契約が、無期の場合 派遣労働も無期
有期の場合 派遣労働は最長3年
- ・派遣期間の基準が業務から人へ 同じ業務を人を入れ替えながら派遣で賄うことが可能に。
- ・派遣会社に対する規制大幅強化 すべて許可制へ、純資産2000万円の確保、教育訓練の義務付け。

【産前産後休業期間中の社会保険料免除】

H26年4月以降、育児休業と



同じように、産前42日産後56日の休業期間中の社会保険料が免除されます。この制度のほかにも出産・育児にかかわる場面で社会保険料免除の特典を受けるためには、事業主による届出が必要です。無駄な費用負担を避けるためにもお忘れなく。

【NISA始まっています】

1月から株式投資等の利益に税金がかからない少額投資非課税制度が始まっています。年間100万円×5年間で500万円までの投資元本が対象です。NISAを使わなければ20%程度の税金を引かれるので、明らかに使う方が得でしょう。

ちなみに、株式の配当利回りが3%程度というのはざらにあります。銀行の定期預金が0.025%程度なので単純に120倍(120年分)です。ただし、

元本保証はないのであくまでも自己責任で。

【LED電球の効果】

当事務所の天井蛍光灯をLEDに置き換えた結果は、全体で約20%の電気使用量カットでした。設備投資額を3年で回収できるので、まずまずではないでしょうか。

【2月の事務予定】

- ・2月決算法人期末実地棚卸
- ・11月決算建設業決算変更届
- ・12月決算法人確定申告&納税
- ・冬季オリンピック開幕
- ・豆まき



知ってお得！？法律雑学

Q．相続の事前準備としては何をすればいいのでしょうか？

A．世の中で相続といわれているものの内、相続税が関係してくるものは全体の1割程度です。残り9割程度は税金とは関係ないのですが、相続の手続きは必要です。

手続きの中で代表的なもの

は各種名義変更です。何を誰のものにするかということですが、「何を」の部分特定するのは意外と手間がかかったりするものです。そのため最近では「エンディングノート」というものの活用が増えています。これには死後の自分の意思を表明するとともに、財産一覧などを記録しておく、相続時の手続きがスムー

ズに進むことにもなります。

人生の振り返りのためにも、その活用を考えてみてはいかがでしょうか。



経営談義

【設備投資と企業体質】

私どもが営業用に使っている乗用車の簿価が、昨年末で1円になりました。買ってから今まで事業としては黒字を続けているので、当初の投資額はすべて回収したことになります。これからも保険代や車検代など維持費はかかり続けるとはいえ、1円の資産で営業収益を上げるという構図は効率的であるといえます。

営業車の中でも特にセダンタイプの場合は、新車として登録された瞬間に激しく値落



ちすることが多くあります。それを中古で買うことによって、程度の良い車を短期間で償却することができます。事業者が黒字で償却費を計上することは、その分だけ所得税や法人税が軽減されることを意味します。つまり、手持ち資金が増えることにつながるといえます。

固定資産に投資する場合、自己資金と融資の割合をどうするかは悩ましい問題です。融資の場合は支払利息を経費にできるので、節税効果を考えれば表面上の金利より実際の負担が軽くなるとはいえ、安全性の観点からはやはり自己資金の割合が大きい方が無難だと思われます。

一般に大企業などが「償却

費の範囲内で新規投資をする」というのは、新たな資金負担なしで設備を更新していくということです。事業経営上は最も理想的な形です。中小企業においてはそのような理想形を実現することはなかなか困難だと思われませんが、むやみやたらに借金で物を買うことを考えず、少しでも自己資金を回せるような計画性を持ちましょう。それをコツコツ続けることによって、間違いなく強い体質が形成されていきます。



引き続き今月は次女の高校受験です。長女とは全く違うタイプなので、あらゆる面で心配の種は尽きません。

先月下旬に北海道へ行ってきました。一年間寮生活をしてきた長女の引越先探しです。あちらでは家賃が安いとはいえ敷金などの初期投資も不要で引越しのハードルは低いようです。それにしても、あらゆる面でもこちらとは違う生活環境にはただただ驚くことばかりでした。ちなみに、飛行機代は片道一万円以下、一流ホテルの宿泊費が三〇〇〇円程度、意外に安く行けるものですよ。

あひなわ

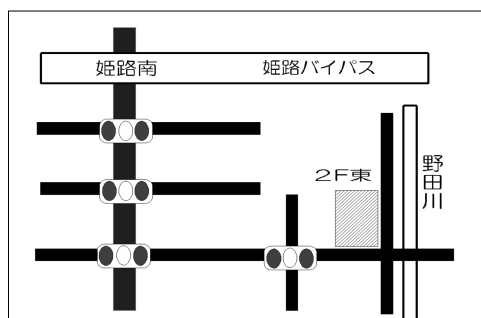
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp